

議案第43号

特別職の職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例案

特別職の職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例を、次のように制定する。

令和5年5月23日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

特別職の職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例

(市長の給料及び手当の特例)

第1条 市長に支給する給料月額、令和5年6月1日からこの条例の施行の日までに在職する市長が退職する日までの間（以下「特例期間」という。）において、特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年守口市条例第80号。次条第1項において「特別職条例」という。）第2条及び別表の規定にかかわらず、同表に定める額からその100分の20に相当する額を減じた額とする。ただし、手当（地域手当を除く。）の額の算出の基礎となる給料月額は、なお従前の例による。

2 市長に支給する退職手当は、特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和33年守口市条例第1号。次条第2項及び第4条第2項において「特別職退職手当条例」という。）第2条の規定にかかわらず、支給しない。

(副市長の給料及び手当の特例)

第2条 副市長に支給する給料月額は、特例期間において、特別職条例第2条及び別表の規定にかかわらず、同表に定める額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、手当（地域手当を除く。）の額の算出の基礎となる給料月額は、なお従前の例による。

2 副市長に支給する退職手当は、特別職退職手当条例第2条の規定にかかわらず、支給しない。

(教育長の給料及び手当の特例)

第3条 守口市教育委員会の教育長（次項及び附則第2項第3号において「教育長」という。）に支給する給料月額は、特例期間において、守口市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和27年守口市条例第93号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、手当（地域手当を除く。）の額の算出の基礎となる給料月額は、なお従前の例による。

2 教育長に支給する退職手当の額は、教育長の退職手当に関する条例（昭和37年守口市条例第3号）附則第2項の規定にかかわらず、同条例第3条の規定により算出した額からその100分の50に相当する額を減じた額とする。

(水道事業管理者の給料及び手当の特例)

第4条 守口市水道事業の管理者（次項及び附則第2項第4号において「水道事業管理者」という。）に支給する給料月額は、特例期間において、守口市水道事業管理者の給与に関する条例（昭和46年守口市条例第33号）第2条の規定にかかわらず、同条に定める額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、手当（地域手当を除く。）の額の算出の基礎となる給料月額は、なお従前の例による。

2 水道事業管理者に支給する退職手当の額は、特別職退職手当条例附則第2項の規定にかかわらず、特別職退職手当条例第

3条の規定により算出した額からその100分の50に相当する額を減じた額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める場合の退職手当について適用する。
 - (1) 第1条第2項の規定 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に在職する市長が退職した場合
 - (2) 第2条第2項の規定 施行日に在職し、又は前号に規定する市長の在職期間中に選任若しくは任命をされた副市長が退職した場合
 - (3) 第3条第2項の規定 施行日に在職し、又は第1号に規定する市長の在職期間中に選任若しくは任命をされた教育長が退職した場合
 - (4) 第4条第2項の規定 施行日に在職し、又は第1号に規定する市長の在職期間中に選任若しくは任命をされた水道事業管理者が退職した場合
- 3 特別職の職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例の廃止
(特別職の職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例の廃止)
特別職の職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例（令和4年守口市条例第3号）は、廃止する。
(市長の給料の特例)
- 4 令和5年6月1日から同月30日までの間における第1条第1項の規定の適用については、同項本文中「100分の20」とあるのは、「100分の45」とする。